

安曇野市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条—第8条）

第4章 議会及び議員と市長等の関係（第9条—第13条）

第5章 議員間の討議による合意形成（第14条・第15条）

第6章 議会運営（第16条・第17条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条—第22条）

第8章 政務活動費（第23条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第24条—第26条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第27条・第28条）

第11章 雑則（第29条）

附則

地方自治を推進し自主自立のまちづくりを進めるためには、市民の自治意識の向上、市民との信頼関係、協働の精神が不可欠である。

議員と市長が共に選挙により市民の信託を受け、議会と市長が対等な立場で相互の緊張ある関係を保ちながら市政運営を行う二元代表制の下で、議会は市民の多様な意見や利益を代表する合議制機関として、監視機能、立法機能及び市民の意思決定機関として議決責任を深く認識することが求められ、その使命と責務は重大である。

安曇野市議会は、この地が輩出した先人の進取の気風と主体的な政治風土に根ざした活発な議論を重んじ、市民に開かれた議会、市民参加を推進する民主的な議会の実現を目指すことを決意する。

よって、住民自治を推進し団体自治を確立する地方自治の本旨にのっとり、不断の議会改革を重ねながら市民の信託に全力で応えていくことを誓い、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 透明性を確保し、公平、公正かつ民主的で、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できる議会運営に努めること。
- (3) 市民の意見、要望等をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の議会への関心が高まるように分かりやすい視点、方法等で行うこと。
- (6) 市民の傍聴意欲を高め、市民の参加機会を拡充する議会運営に努めること。
- (7) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、資質を高める不断の自己研さんによって、市民全体の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 一部の地域、団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議長の責務)

第4条 議長は、議会を代表して公正中立な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に公表して、情報の共有を推進し説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、全ての会議を原則公開とし、傍聴者に対して審議及び審査の関係資料を配布するものとする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して市民の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願又は陳情を審議する場合において必要があると認めるとき又は提出者が希望したときは、提出者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、市民の多様な意見等を把握する場として、市民との意見交換の場を設けるものとし、市民から意見交換会開催の要望があったときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 6 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、議案に対する議員の対応、一般質問等の内容を安曇野市議会だよりで公表するものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえ多様な手段を用いて、多くの市民が議会に関心を持つような広報活動を行うものとする。

(議会報告会)

第8条 議会は、議決結果及び市政の諸課題について、議会報告会を年1回以上行うものとする。

第4章 議会及び議員と市長等の関係

(議会及び議員と市長等の関係)

第9条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会及び議員と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を經由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めることができる。

(政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高め、市民への説明責任を果たすため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の実施の有無及びその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算案及び決算の政策等説明資料の作成)

第11条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて市長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策等説明資料の作成を求めるものとする。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第 12 条 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて政策立案を行うとともに、政策提案及び市長に対して政策提言を行うよう努めるものとする。

(議決事件の拡大)

第 13 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件は、別に条例で定めるものとする。

第 5 章 議員間の討議による合意形成

(議会の合意形成)

第 14 条 議会は言論の府であることを十分に認識し、議長は議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において議案を審議及び審査し結論を出すときは、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会議)

第 15 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して共通認識を図り、合意形成を得るため、政策討論会議を開催することができる。

第 6 章 議会運営

(議会運営)

第 16 条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、法第 103 条第 1 項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。

(委員会)

第 17 条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、その専門性と特性を活かし運営しなければならない。

第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備

(調査機関)

第 18 条 議会は、市政の課題に関する調査をする必要があると認めるときは、識見者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会改革推進委員会)

第 19 条 議会は、この条例の目的を達成するため、議員で構成する安曇野市議会改革推進委員会を設置する。

(議員研修の充実強化)

第 20 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局)

第 21 条 議会は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、

議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第 22 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第 8 章 政務活動費

(政務活動費)

第 23 条 安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 18 年安曇野市条例第 4 号）の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費を適正に執行しなければならない。

- 2 議会は、安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項の規定により提出された収支報告書及び領収書等(添付書類を含む。)を公開しなければならない。ただし、安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 7 条第 2 号又は第 3 号に規定する情報が記録されている部分を除く。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第 24 条 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその責務を果たすとともに、品位を保持しなければならない。

- 2 議員は、原則として、市から補助金又は負担金を受けている団体の代表に就くことができないものとする。

(議員定数)

第 25 条 議員定数は、安曇野市議会議員定数条例（平成 24 年安曇野市条例第 39 号）で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するものとする。
- 3 議員定数の改正に当たっては、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第 109 条第 6 項の規定により委員会又は法第 112 条第 1 項の規定により議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第 26 条 議員報酬は、安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）で定める。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員報酬の改正を委員会又は議員が提案する場合において準用する。

第 10 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 27 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との

整合を図らなければならない。

(見直し等)

第 28 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

第 11 章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条及び第 11 条の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において議会規則で定める日から施行する。
(平成 25 年 12 月議会規則第 2 号で、同 25 年 12 月 24 日から施行)
(議員定数に関する読替え)

2 この条例の施行の日から安曇野市議会議員定数条例が施行される日までの間における第 25 条第 1 項の適用については、同項中「安曇野市議会議員定数条例（平成 24 年安曇野市条例第 39 号）で定める」とあるのは、「南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村及び東筑摩郡明科町の廃置分合に伴う議会議員の定数に関する協議書（平成 17 年豊科町告示第 17 号、平成 17 年穂高町告示第 13 号、平成 17 年三郷村告示第 9 号、平成 17 年堀金村告示第 14 号、平成 17 年明科町告示第 5 号）に定めたとおりとする」とする。